

随意契約結果及び契約の内容

工 事 の 名 称	令和7年度遠賀川河口堰ゲート設備修繕工事
工 事 概 要	遠賀川河口堰（調節ゲート 46.6m×上段扉3.0m、下段扉3.5m） ○調節ゲート：水密ゴム取替 1門分 電気防食材取替 1門分 休止装置整備 1門分 予備ゲート設置・撤去 1門分
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 遠賀川河川事務所長 今井 勝一 福岡県直方市溝堀1-1-1
契 約 年 月 日	令和 7年 7月 1日
契 約 業 者 名	(株) I H I インフラ建設
契 約 業 者 の 住 所	福岡県福岡市中央区高砂1-11-3
契 約 金 額	86,900,000円（税込み）
予 定 価 格	86,955,000円（税込み）
随意契約によることと した理由	別紙のとおり
工 事 場 所	福岡県遠賀郡水巻町猪熊地先
工 事 種 別	機械設備工事
工 期 (自)	令和 7年 7月 2日
工 期 (至)	令和 8年 2月27日
備 考	入札情報サービス（P P I） （ https://www.i-ppi.jp/Search/Web/Koji/Keika/Search.aspx ） にアクセスし、発注機関及び工事名を入力して検索することにより、契約過程に関する情報を閲覧可能である。

随意契約理由書

1. 工事名 令和7年度遠賀川河口堰ゲート設備修繕工事
2. 施工場所 福岡県遠賀郡水巻町猪熊地先
3. 契約の相手方 住所：福岡市中央区高砂1丁目11番3号
会社名：(株) I H I インフラ建設 九州支店
支店長 松永 勉
電話：092-523-5550
4. 随意契約適用法令 会計法第29条の3第4項及び
予算決算及び会計令第102条の4第3号
5. 当該業務の目的・内容及び随意契約に付する理由

- 1) 当該工事の目的

本工事は、遠賀川河川事務所が管理する河口堰水門扉の水密ゴム、電気防食材、休止装置等が経年劣化しているため修繕、取替を行うものである。

- 2) 工事の内容

本工事は、水門扉の水密ゴム、電気防食材、休止装置等の修繕、取替を行うことにより、機能向上を図る工事である。

- 3) 随意契約に付する理由

本工事の実施にあたっては、当初工事契約の受注者（以下「当初受注者」という。）が独自に管理し保有している技術（以下「ノウハウ」という。）が必要である。

水門設備のうちダム・堰等の大形水門設備は、施設の目的を踏まえ各メーカーのノウハウによって全体システムが構成されており、一部の機器を修繕・整備する場合でもシステム全体の熟知が必要となる。

(株) I H I インフラ建設は、当該設備の当初受注者（(株) 栗本鐵工所）より営業譲渡された業者であり、当該設備のノウハウを有し、システム全体を熟知している。

以上のことから、本工事を履行するに必要な要件を具備している機関として、(株) I H I インフラ建設を特定し、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号）及び「参加者の有無を確認する公募手続」（平成18年9月28日付け国官会第935号）に基づき、(株) I H I インフラ建設以外の参加者の有無を確認するための公募手続を行ったところ、他者から本工事への参加意思を表明する書類は提出されなかったことから、(株) I H I インフラ建設が本工事を履行できる唯一の機関と判断し、当該業者との随意契約手続に移行するものである。

よって、本工事については、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、上記業者と随意契約を締結するものである。

(随意契約理由書作成者)
施設管理課長